

第4章 基本施策

施策の柱1 地域生活支援プログラム

～住み慣れた地域で安心して暮らせる社会～

施策の柱2 認知症サポートプログラム

～高齢者の尊厳を保持しつつ穏やかに暮らせる社会～

施策の柱3 生きがい実感プログラム

～主体的に活動し生き生きと暮らせる社会～

施策の柱1 地域生活支援プログラム

～住み慣れた地域で安心して暮らせる社会～

1 医療介護連携システムの推進

【現状と課題】

●光市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、最期を迎える場所の希望として、46.7%の人が自宅を希望しています。また、67.0%の人が自宅で治療・療養する方法を利用したいと回答しており、高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活を送り続けるためには、介護サービスだけでなく、必要な医療を自宅で受けることができる在宅医療体制の構築が必要です。こうした中、本市では、光市医師会を中心に在宅医療体制の推進を図っています。

●また、第7期計画期に病院・診療所・調剤薬局・介護サービス事業所等で検討して導入した「地域医療介護連携情報システム」の活用により、医療介護情報の共有化に取り組むとともに、令和2年度に作成した医療介護連携ツール「つながりシート」を活用した多職種連携機能の強化に努めています。こうした取組の成果として、令和4年度に実施した「医療・介護連携実態調査」では、病院・診療所と居宅介護支援事業所間では、おおむね連携が図られているとの結果も出ています。

●一方で、「地域医療介護連携情報システム」を導入する医療機関・事業所は減少しており、また、医療介護連携ツール「つながりシート」はコロナ禍の影響等から関係機関への周知が十分に行き届いていないという課題もあります。

●こうした中、医療・介護の専門職同士の顔の見える関係づくりを促進し、多職種の迅速な情報連携が可能となるよう、地域ケア全体会議を実施するなど、医療・介護現場の視点から、在宅医療を支えるための体制づくりに向けた取組を行っています。

●さらに、各介護事業所や自治体等に分散している介護サービス利用者に関する介護情報等について、令和5年介護保険法改正により、今後は、保険者である市町村の地域支援事業として、これらの情報を自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が電子的に閲覧できる介護情報基盤を整備することが定められました。

●また、第9期介護保険事業計画は第8次医療計画と同時改定となるため、引き続き、病床機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築並びに在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、整合性を確保することが重要となります。

【施策の方向性】

●ACP（アドバンス・ケア・プランニング）などによる高齢者のニーズに応じた介護サービスと在宅医療の提供により、高齢者の質の高い生活を支援するため、引き続き医療と介護のコーディネート役を担う地域包括支援センターの機能強化に努めます。また、地域ケア会議の開催等による関係機関との情報交換・共有化により、医療介護連携にお

ける課題解決に努めます。

●介護予防・自立支援推進の視点から、適切な医療・介護サービスの提供、機能回復訓練へつなげるためには、医療と介護に加え、理学療法士や作業療法士等のリハビリ職といった多職種との連携が重要となることから、ケアプランの重要性について引き続き介護支援専門員等と共有します。

●多職種連携の強化に向けて、医療介護連携ツール「つながりシート」のあり方や本市にあった連携ツールの作成・活用について検討します。

●介護情報基盤の整備については、国の動向等を注視しながら、医療保険者等との共同による国民健康保険団体連合会や社会保険診療報酬支払基金への委託の検討も含めて、令和8年度予定とされている利用開始に向けた準備を進めます。

【施策・事業の展開例】

事業名	光市医師会を中心とした在宅医療の推進
内容	光市医師会では、地域包括支援センター等からの相談に基づき、かかりつけ医による在宅医療へつなげる役割を担うとともに、中学校区を単位とした主治医・副主治医方式等によるグループ診療を推進するなど、在宅医療を推進する中心的な役割を担っています。今後予想される在宅医療のニーズ増大を踏まえ、医師間の連携はもちろんのこと、多職種との連携も強化し、効率的・効果的な在宅医療体制の構築につなげます。
事業名	2つの市立病院の機能に応じた在宅医療の後方支援
内容	急性期及び慢性期医療に機能分化された2つの市立病院は、地域医療連携室や地域包括ケア病棟（光総合病院）、地域連携センターや回復期リハビリテーション病棟（大和総合病院）などにより、在宅医療の急変時における受入等の後方支援や、急性期を経過した患者の在宅復帰に向けた医療・リハビリテーション等の提供といった、両病院の機能に応じた地域の医療機関の後方支援を行います。
事業名	医療と介護の連携促進
内容	在宅生活を送るための質の高いサービス提供を目指すためには、在宅医療の推進とともに、切れ目のない包括的なサービス提供体制の確保が必要であることから、関係者の連携意識を高め、顔の見える関係をつくることにより連携体制を強化し、特に、認知症の早期発見に努め、適切な医療・介護サービスへつなげるなど、認知症施策の推進に努めます。また、地域医療介護連携情報システム及び医療介護連携ツール「つながりシート」を活用し、医療と介護の連携促進に加え、必要な利用者情報を効率的に共有します。

事業名	在宅医療の情報提供
内容	在宅医療を推進するため、在宅医療や介護の社会資源等をまとめた情報冊子を市民や介護関係者等に配布するとともに、在宅医療の情報提供に向けて本市にあった連携ツールのあり方について検討します。

事業名	介護情報基盤の整備
内容	令和5年介護保険法改正に基づき、従来、各介護事業所や自治体等に分散している利用者に関する介護情報等を、自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が電子的に閲覧できる介護情報基盤を整備します。

【目標指標】

項目/年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域ケア全体（合同）会議	目標	2回	2回	2回	2回	2回	2回
	実績	2回	1回	2回			
居宅介護支援事業所「入院時情報連携加算」及び「退院・退所加算」の取得率	目標	70.0%	70.0%	70.0%	55.0%	55.0%	55.0%
	実績	55.5%	41.1%	50.0%			

施策の柱1 地域生活支援プログラム

～住み慣れた地域で安心して暮らせる社会～

2 地域包括支援センターの機能強化

【現状と課題】

- 令和3年4月から地域包括支援センターを市直営の基幹型センターと委託センターの複数設置とし、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、認知症地域支援推進員が、その専門性や技能を互いに活かしながらチームで活動し、医療・介護・福祉関係者及び地域住民との連携を図り、地域のネットワークの構築に努め、各地域でのきめ細やかな支援体制を整備しています。
- 委託センターは、地域の身近な相談窓口として介護予防ケアマネジメント事業など4事業を行い、基幹型センターは委託センターの後方支援に加え、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るための事業を展開していますが、光市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果では、前回調査と同様、認知度は約5割（51.1%）に留まっているため、市民が身近に相談できる窓口として、継続して周知を図っていく必要があります。
- また、介護予防支援、権利擁護や生活に関する相談件数の増加など介護の課題に加え、地域住民が抱える課題は、障害や子育て支援、8050問題等、複雑・多岐にわたることから、地域包括支援センター職員の資質向上や関係機関との連携の促進、さらには、様々な社会資源の活用が必要となっています。
- さらに、令和5年介護保険法改正により、地域包括支援センターの業務が見直され、要支援者認定者に対する介護予防支援の指定申請を指定居宅介護支援事業者も行うことができるようになり、また、総合相談支援業務の一部を指定居宅介護支援事業者等に委託することができるようになりました。

【施策の方向性】

- 地域住民が、地域包括支援センターの存在やその役割を知り、気軽に相談できる場所となるよう、引き続き周知に努めます。
- 地域住民の多様化・複雑化するニーズに対し、フォーマル、インフォーマルな社会資源を有機的に結びつけながら、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などの関係機関との連携を進めるとともに、光市総合福祉センターの強みである福祉保健行政窓口の総合的な相談・支援体制の更なる充実を図り、地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。
- 従来の介護予防ケアプランを評価・改善することにより、その人らしい生活の実現を目指す自立支援・重度化防止のための効果的・効率的な介護予防ケアマネジメントを実施します。
- 地域における介護予防の取組を強化し、その人らしい生活の実現を目指すため、いきいき百歳体操等にリハビリテーション専門職等を派遣し、地域住民や介護従事者に対し

第4章 基本施策

て高齢者の力を引き出すための助言を行う等リハビリテーション専門職等の関わりを促進します。

●高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、地域ケア会議を推進し、高齢者個人に対する支援の充実や多職種連携による地域のネットワーク構築を図るとともに、地域課題を集約し、必要な社会資源を創出することで、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

●高齢者一人ひとりが尊厳ある生活を維持できるよう、高齢者虐待や消費者被害の防止に努めるとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の活用を図ります。

●令和5年介護保険法改正に基づく、地域包括支援センターの業務の見直しについて、指定居宅介護支援事業者への介護予防支援の実施の働きかけ等を検討することにより、地域包括支援センターの機能の更なる強化に努めます。

【施策・事業の展開例】

事業名	地域包括支援センターの認知度向上
内容	高齢者の総合相談窓口としての役割や基幹型センターと委託センターそれぞれの担当地区や業務などについて、あらゆる機会を捉えて周知に取り組み、地域包括支援センターの認知度向上を図ります。

事業名	介護予防ケアマネジメント事業
内容	要支援者や事業対象者等の自立支援・重度化防止を図り、高齢者自身が地域の中で自立した生活を送ることができるよう、かつ、対象者の意欲を引き出し、自らの選択のもと必要な社会資源を包括的かつ効果的に活用できるよう、介護予防ケアマネジメントを行います。

事業名	総合相談事業
内容	本人や家族、民生委員児童委員、地域住民等の様々な相談を受け、的確に状況把握等を行い、専門的・緊急対応の必要性、情報提供による問題の解決の可能性などを判断しながら、適切な機関や制度、サービスにつなげます。

事業名	権利擁護事業
内容	高齢者自身の意思が尊重され、適切な意思決定ができるよう支援を行いつつ、高齢者の人権や財産を守るため、市民等への権利擁護に関する正しい理解の普及に努めます。また、見守り体制の充実や成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用により、問題が困難になる前の把握・早期対応を図ります。

事業名	包括的・継続的ケアマネジメント事業
内容	地域ケア会議や介護支援専門員研修などを通して、地域の様々な関係者が連携・協働し、地域資源の活用を図りながら継続的に支援ができるよう必要な指導・助言を行います。

【目標指標】

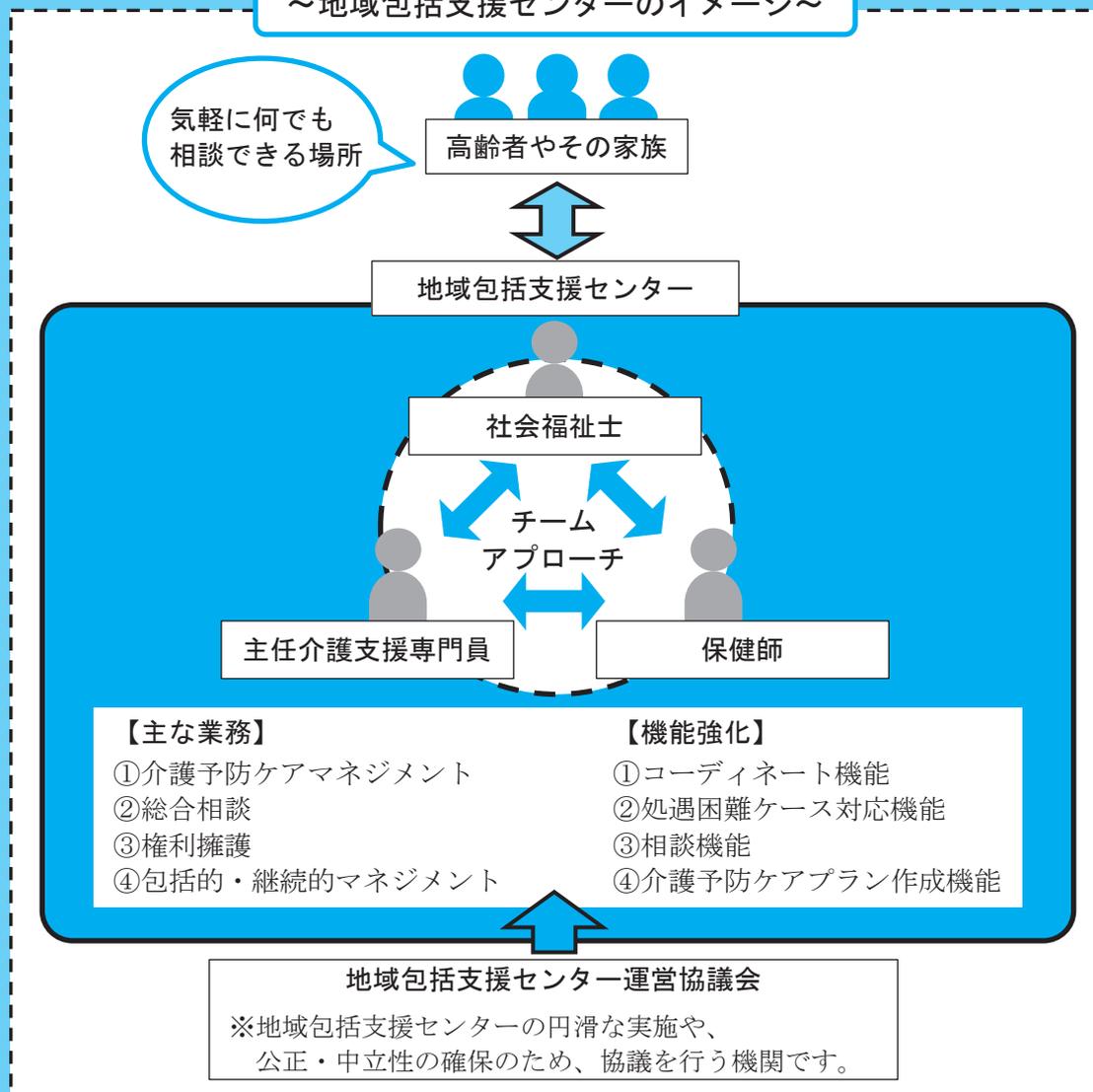
項目/年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合相談延件数	目標	3,340件	3,380件	3,420件	9,400件	9,600件	9,800件
	実績	5,467件	7,345件	9,505件			
地域ケア会議開催回数	目標	60回	60回	65回	50回	55回	55回
	実績	31回	49回	38回			
介護支援専門員への支援延件数	目標	450件	450件	480件	490件	500件	510件
	実績	508件	312件	289件			

【参考】地域包括支援センターの役割について

地域包括支援センターは、高齢者とその関係者が介護・医療・保健・福祉などの生活の困りごとがある際に支援を行う総合相談窓口です。

センターには、社会福祉士や保健師等の専門職が常駐し、相互連携を図るとともに、地域包括ケアシステムの中核的機関として、医療・介護・福祉関係者及び地域住民との連携を図りながら、相談者等の課題を解決したり適切なサービスにつなぐなどの役割を担っています。

～地域包括支援センターのイメージ～



施策の柱1 地域生活支援プログラム

～住み慣れた地域で安心して暮らせる社会～

3 高齢者支援システムの構築

【現状と課題】

- ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、日常生活上のちょっとした支援を必要とする高齢者が増える中、日常生活上の困りごとや外出支援など高齢者の生活支援に対応できる、ボランティアやNPO、事業所などの多様な主体による互助の取組の充実が求められています。
- 本市では、平成29年度から生活支援体制整備事業に取り組み、地域コミュニティ組織を中心に特色ある地域づくりをしている4地区で、見守りや通いの場の創出、外出支援等の生活支援について協議を進めています。
- 第7期計画から、各地域で話し合いの場である第2層協議体を設置し、各地域の課題解決に必要な生活支援サービス（交通弱者や地域防災など）について、地域づくりの視点から、行政の関係所管を巻き込みながら協議を行っています。しかし、第2層協議体数は横ばいとなっており、新たな協議体の設置に向けて地域団体と協議を図っていく必要があります。
- 介護支援ボランティアポイント事業については、介護施設等への訪問活動と在宅高齢者の生活を地域で支える仕組みを構築し、取組を推進していますが、コロナ禍で活動が停滞しています。また、支援を行うボランティアの登録者数も減少傾向にあることから、活動する高齢者の新たな生きがいづくりや介護予防の視点から、より取り組みやすく魅力のある活動となるよう、関係機関との対話を進めていく必要があります。
- 行政手続のオンライン化などデジタル技術を活用した快適な暮らしの実現に向けた取組の推進により、スマートフォンなどの情報機器やツールの活用が不可欠になりつつある中、こうした機器等の活用に馴染みが薄いと言われている高齢者はデジタル化による恩恵を享受しにくい状況にあります。
- 近年続発する甚大な自然災害や新たな感染症の流行などが高齢者の生活に直面しています。このため、本市に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨などを教訓に、高齢者にとって安全で安心できる防災体制の構築に努めています。また、日頃から関係機関や介護事業所等と連携し、引き続き災害や感染症等への対策を講じていく必要があります。
- 通院や買い物などの日常生活に必要な移動が困難な高齢者や運転免許返納者などの交通弱者が増加する中、令和4年度からバス・タクシー利用時の運賃助成を試験的に行うことにより、公共交通の利用促進とともに高齢者の生活利便性の向上を図っています。こうした中、一部民間事業者が光・下松市内で運行する路線バス事業及び光市内で運行する循環バス路線事業が令和6年3月末をもって廃止されることから、代替となる輸送手段の確保が求められています。

【施策の方向性】

- 現在実施している生活支援体制整備事業の取組を着実に進め、介護支援ボランティアポイント事業をきっかけに地域の担い手が育つよう、地域と行政、社会福祉協議会がともにパートナーとして対話に参加し、互いに知恵を出し合う場を各地域で構築します。また、事業の継続性及び安定的な運営のため、介護予防・日常生活支援総合事業への移行等についても、検討します。
- デジタル化による恩恵を高齢者も享受できるよう、高齢者のICTの利活用支援などに取り組むとともに、介護保険の申請など各種手続のオンライン化に取り組みます。
- 地域防災計画等に基づき、災害時における自力避難が困難な高齢者の安全確保を図るとともに、県等と連携し、災害や感染症対策に必要な物資の備蓄や調達等に努めます。また、介護事業所における災害対策の計画策定や訓練の実施、国が示した感染症対策マニュアルに基づく事業所の対応等について、事業所への助言や情報提供及び関係機関との共有に努めます。
- 地域公共交通計画に基づき、高齢者をはじめ全ての人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、既存の公共交通との連携のもと、人にやさしい地域公共交通を目指します。

【施策・事業の展開例】

事業名	生活支援体制整備事業
内 容	高齢者等の生活支援について、地域の多様な事業主体による組織的な体制を整備し、生活支援サービスの充実と互いに支えあう地域づくりを推進します。

事業名	介護支援ボランティアポイント事業
内 容	高齢者等が、介護施設等におけるボランティア活動や在宅高齢者の生活におけるちょっとした困りごとを支える活動により、新たな生きがいを見つける場を創出し、自らの介護予防を推進します。また、地域の担い手として結び付けていくことで、希薄化している地域のつながりの再構築を図ります。

事業名	生活支援サービス
内 容	高齢者の地域における生活を支えていくため、介護保険サービスのみならず、高齢者の状況に応じた生活支援サービスを展開します。 ・寝具乾燥消毒サービス事業：老衰・障害・疾病等の理由により、寝具類の衛生管理が困難な在宅の寝たきり高齢者や重度障害者に対して、寝具類の乾燥・消毒を行います。

	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問理美容サービス事業：在宅で寝たきり・障害・疾病等のため理美容院へ出向くことが困難な高齢者等が、居宅で理美容のサービスを受けることができるよう支援します。 ・ふれあい訪問収集：分解や運搬が困難な粗大ごみ等の戸別収集を行います。
--	--

事業名	緊急通報体制整備事業
内容	虚弱なひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与し、急病、災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るとともに、健康等に関する相談に応じることにより、在宅で安全・安心な生活の継続ができるよう支援します。

事業名	在宅寝たきり老人リフト付きタクシー助成事業
内容	在宅の寝たきり高齢者に対し、リフト付きタクシーを利用する際の料金の一部を助成することにより、外出等の日常生活の利便性の向上や生活圏の拡大を図り、社会参加を促進します。

事業名	デジタルデバインド（情報格差）の解消
内容	情報受発信ツールの活用や行政手続オンライン化の推進に向けたデジタルデバインド（情報格差）の解消のため、スマートフォンの使用方法や利便性等について学ぶことができる講座や相談会等を実施します。また、国が運営する「ぴったりサービス」や県が運営する「やまぐち電子申請サービス」の活用などにより、介護保険の申請など各種手続のオンライン化に取り組みます。

事業名	災害時要援護者登録の推進
内容	近年の地震、台風、水害等様々な災害時において、自力で迅速な避難ができないひとり暮らし高齢者等への支援対策として、こうした方々を把握し、災害時要援護者名簿の作成・整理を行い、民生委員児童委員や自治会、自主防災組織等地域での活用を推進します。また、より多くのひとり暮らし高齢者等が災害時要援護者名簿に登録いただけるよう、制度についての更なる周知に努めます。

第4章 基本施策

事業名	避難確保計画の策定及び訓練の実施
内容	土砂災害警戒区域や島田川洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域などの区域では、土砂災害や洪水、高潮等の災害発生時に迅速かつ円滑に避難する必要があるため、当該区域に所在する施設・事業所において災害の種別に応じた避難に関する計画を作成し、計画に基づいた訓練を実施するよう助言等を行います。

事業名	災害及び感染症対策に必要な物資の備蓄・調達
内容	災害時に必要な食糧、飲料水、段ボールベッド、マスク等の物資を計画的に備蓄するとともに、非常時において物資の調達が円滑にできるよう、国県等との連携を進めます。

事業名	移動が困難な高齢者への支援
内容	通院や買い物などの日常生活に必要な移動が困難な高齢者へのバス・タクシー利用時の運賃助成を行うことにより高齢者の生活利便性の向上を図るとともに、路線バスの運行をしていない地域やバス停までの移動が困難となる地域において地域内交通の導入に取り組みます。

【目標指標】

項目/年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
生活支援体制整備事業 第2層協議体設置数	目標	8地区	8地区	10地区	4地区	5地区	6地区
	実績	5地区	4地区	4地区			
介護支援ボランティア ポイント事業 (ふれあいサポーター数)	目標	210人	220人	230人	160人	170人	180人
	実績	174人	165人	137人			
災害時要援護者登録数 (同意率)	目標	60.3%	63.3%	66.2%	63.9%	64.8%	65.6%
	実績	58.6%	60.0%	62.2%			

施策の柱1 地域生活支援プログラム

～住み慣れた地域で安心して暮らせる社会～

4 介護サービス基盤の強化充実と持続可能な制度運営

【現状と課題】

- 在宅生活を支える介護サービスについては、身近な地域での利用を促進する地域密着型サービスを各日常生活圏域に整備しています。
- こうした中、第8期計画では、今後の高齢化の進行による介護需要の増加を見込み、在宅生活が困難な人への介護施設サービスとして、地域密着型特別養護老人ホームやグループホームを整備しました。
- また、高齢者の在宅生活を支える場の選択として、近年、有料老人ホーム等が増加していることから、指導監督権限を有する県と連携し、質の確保と適切なサービス基盤整備を進める必要があります。
- 第8期計画では、人口構造の変化により現役世代の減少が見込まれる中、喫緊の課題である介護人材の確保に向けて、事業所で介護の専門職をサポートする職種である介護助手の普及推進に取り組みました。こうした取組による成果も一定程度見受けられるものの、訪問介護員をはじめとする介護職や介護支援専門員などの不足は依然として大きな課題となっています。
- 介護現場の生産性向上の取組は、利用者に対するサービスの質の向上等が見込まれるとともに、働く環境の改善等により介護現場の職員の負担軽減等にもつながるものであり、加えて、魅力向上・介護人材確保や新たな利用者獲得等による経営の安定も図られる「三方良し」の取組として重要であるとされています。こうした中、令和5年介護保険法改正により、県が中心となって一層推進していくため、介護サービス事業所や施設への助言や援助に努めることが県の役割として法令上明確に定められました。
- さらに、介護保険の持続可能な制度運営を維持していくためには、介護給付適正化事業や介護相談員派遣事業などを通じた介護サービスの質の向上を図るとともに、介護サービス事業所への運営指導や事業所との連携をこれまで以上に強化していく必要があります。とりわけ、介護給付適正化事業については、国が定める主要事業が5事業から3事業に再編されるなど、実施内容の充実を図ることが求められています。また、制度の理解促進のため、高齢者等への普及・啓発が必要です。

【施策の方向性】

- 在宅生活を支援するための介護サービスや、在宅生活が困難な人への介護施設サービス等については、中長期的な視点に立って、今後の需要や介護保険制度の安定的な運営等を踏まえながら、様々な介護ニーズに対応できるよう、引き続き計画的な整備に取り組みます。
- 有料老人ホーム等は多様な介護ニーズの受皿としての役割を担っており、入居者数は

第4章 基本施策

増加傾向にあることから、県と連携し、適切なサービス利用が図れるよう指導等を行います。

- 介護現場の生産性向上の取組については、県と連携を図るとともに、事業者が行う介護サービスに係る行政手続のオンライン化や事業者間データ連携の促進などにより、事業者の事務負担軽減に取り組みます。あわせて、介護人材の確保については、生産性向上と一体的に取り組みむとともに、事業者と連携した新たな取組についても検討します。
- 介護給付適正化事業については、国の事業再編を踏まえ、主要3事業の重点的な実施に取り組みます。

【施策・事業の展開例】

事業名	地域密着型サービスの整備
内容	地域密着型の各種サービスについては、日常生活圏域ごとに一定数の整備がされていますが、全ての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、小規模多機能型居宅サービス等の複合的なサービスについて、計画的に整備します。

事業名	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備
内容	これまでの整備促進により、一定数整備できていますが、引き続き待機者の状況や今後の高齢化の進展などを踏まえ、中長期的な視点に立って需要と供給のバランスを適正に見極めながら、要介護3以上で在宅生活が困難な人への介護施設サービスとして、計画的な整備を検討します。

事業名	介護現場の生産性向上の推進
内容	県と連携して各種取組を推進するとともに、国が構築した「電子申請・届出システム」の利用開始により、事業者から市への指定等申請や加算届出などの手続をオンライン化します。また、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所間で毎月やり取りするケアプランのデータ連携を行う「ケアプランデータ連携システム」の活用を促進し、事業者の事務負担軽減に取り組みます。

事業名	介護給付適正化事業
内容	介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足ないサービスを事業者が適切に提供することを促すため、国が定める介護給付適正化主要3事業を重点的に実施します。 ・要介護認定の適正化

	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン等の点検 ・医療情報との突合・縦覧点検
--	--

事業名	介護相談員派遣事業
内容	介護相談員を市内介護サービス事業所へ派遣し、介護サービス利用者の疑問や不満を聞き取るなど、利用者と施設との橋渡し役として、事業者はその内容を伝え、介護サービスの苦情を未然に防止するとともに、利用者の不安の解消を図るなど、介護サービスの質の向上に努めます。

事業名	地域密着型サービス事業所等への指導・監査
内容	地域密着型サービス事業所等に対して、指導監査を行うなど、技術的な助言を行い、より適正にサービスが提供できる体制の確保に努めます。また、有料老人ホーム等については、県と連携し、適切なサービス利用が図れるよう指導等を行います。

事業名	介護サービス事業所との連携
内容	定期的開催される運営推進会議や、介護サービスごとに連携組織として設立されている「グループホーム連絡協議会」、「小規模多機能型居宅介護連絡協議会」等との連携を図り、情報の共有や介護サービスの質の向上に努めます。

事業名	介護保険制度の普及啓発と情報提供
内容	高齢者が主体的にサービスを選択する参考として、介護サービスのパンフレットを作成し、出前講座など様々な機会を捉えて積極的に情報提供を行うなど、介護保険制度の普及・啓発に努めます。

【目標指標】

項目/年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
ケアプランデータ連携システム導入事業所数	目標	—	—	—	3事業所	9事業所	27事業所
	実績	—	—	—			
介護認定調査の市職員による点検実施割合	目標	—	—	—	100%	100%	100%
	実績	—	—	—			
ケアプランの点検件数	目標	—	—	—	30件	30件	30件
	実績	—	—	—			

第4章 基本施策

医療情報との突合・縦覧点 検月数	目標	—	—	—	12箇月	12箇月	12箇月
	実績	—	—	—			
地域密着型サービス事業 所等への運営指導実施数 ※R3は実地指導	目標	9件	9件	9件	9件	9件	9件
	実績	10件	9件	9件			

【参考】日常圏域別の特別養護老人ホーム整備状況（令和6年3月末現在）

区分	指定区分	施設区分	定員
浅江地区	市指定	従来型（多床室）	20
		ユニット型	58
	県指定	ユニット型	63
		合 計	141
島田・上島田・三井・ 周防地区	県指定	ユニット型	133
光井・室積地区	県指定	ユニット型	80
	市指定	ユニット型	29
		合 計	109
大和地域	県指定	従来型（個室）	32
		従来型（多床室）	48
		合 計	80
合 計	県指定		356
	市指定		107
	合 計		463

※従来型：従来型個室、多床室

※ユニット型：個室

※定員が29人以下の施設区分について市指定（地域密着型サービス）

施策の柱2 認知症サポートプログラム

～高齢者の尊厳を保持しつつ穏やかに暮らせる社会～

1 認知症を予防し、早期発見・対応を図る

【現状と課題】

- 高齢者人口の増加に伴い、認知症の人が増加している中、こうした方々が尊厳を保持しながら、希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策の推進が求められています。こうした中、令和5年6月に認知症に関する初の法律である「認知症基本法」が公布されました。認知症施策を推進することで認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあう共生社会の実現を図り、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、今後、国が定める基本理念に基づき、認知症施策を国・地方が一体となって講じることが求められています。
- 認知症施策については、認知症の予防や早期発見の視点から、これまで認知症予防講演会等を実施し、広く市民への認知症に対する啓発を行ってきましたが、参加者の固定化や若い世代の参加が少ない傾向にあります。認知症の発症は、若い頃からの健康づくりも重要と考えられることから、若い世代や新たな参加者へのアプローチが重要となっています。
- また、相談窓口として地域包括支援センターで週に1回「もの忘れ相談日」を開設していますが、令和4年度の相談が延7人と横ばい傾向であることから、さらに市民への周知を行うとともに、光市総合福祉センターに設置している「認知症スクリーニング～もの忘れ相談プログラム～」等の積極的な活用や、平成29年度に設置した認知症初期集中支援チームによる支援により、認知症の早期発見・早期対応を図り、進行を遅らせることが必要です。
- 光市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果では、認知症に関する相談窓口に関して、認知度が約4割となっていることから、市民が気軽に、早期に相談できる窓口の周知を図る必要があります。

【施策の方向性】

- 認知症予防については、若い世代からの生活習慣病予防が重要であることから、健康教育や出前講座等を通じて、個々にあった運動・食事・休養等についての健康づくりを推進します。また、高齢期においても、健康的な生活習慣や身体機能の維持改善、地域とのつながりが継続できるよう取組を行います。
- 認知症予防講演会については、集合形式に限らず、オンデマンド配信等を行い、市民等に広く発信できるようにします。
- もの忘れ相談プログラム機器については、もの忘れの有無がチェックでき、操作も容易なものとなっていることから、あらゆる広報媒体を通じて市民への周知を図り、出前

第4章 基本施策

講座やふれあい・いきいきサロン等での活用を更に進めます。

- 「もの忘れ相談日」の周知を図り、もの忘れや認知症に関して気軽に相談できる体制を整備し、本人・家族の不安軽減に努めます。
- 平成29年度に設置した認知症初期集中支援チームについては、光市医師会や認知症疾患医療センターなど関係機関と連携を図りながら、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援に取り組みます。
- 早期発見・早期対応を図ることで認知症の進行を遅らせ、症状を緩和することで、住み慣れた地域でその人らしい生活の実現を目指します。

【施策・事業の展開例】

事業名	認知症予防啓発事業
内容	認知症に対する正しい理解を深め、認知症の予防を図ることができるよう、生活習慣病対策の推進、認知症予防に関する出前講座、認知症予防教室に取り組みます。また、認知症についての啓発を図るとともに、早期発見・早期対応に向けた取組を推進します。
事業名	もの忘れ相談
内容	もの忘れ相談日の周知を図るとともに、もの忘れや意欲の低下が気になる人の相談に応じ、認知症やMC I（軽度認知障害）の人へ早期対応し、健康や介護予防、生活支援、医療、介護サービスについてのアドバイスを行うなど、認知症の予防や悪化防止を図ります。
事業名	認知症初期集中支援推進事業
内容	認知症又は認知症の疑いのある高齢者等に対し、医療・介護の専門職で構成された認知症初期集中支援チームが家庭訪問や会議を開き、決定されたケア方針に基づき支援を行い、早期診断・早期対応を図ります。
事業名	認知症初期スクリーニング
内容	市ホームページに開設している認知機能のチェックができる「認知症簡易チェックサイト」の活用を促進し、認知症の早期発見に努めます。また、認知症に気づいた際の、認知症の相談窓口に関する情報も発信します。

【目標指標】

項目/年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
認知症に関する相談 延件数	目標	600件	620件	640件	1,150件	1,180件	1,210件
	実績	831件	729件	1,036件			
認知症に関する出前講座 回数	目標	30回	30回	30回	10回	12回	15回
	実績	5回	11回	12回			
認知症初期集中支援 チーム対応件数	目標	15件	15件	18件	3件	5件	7件
	実績	2件	0件	1件			

【参考】共生社会の実現を推進するための認知症基本法

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（認知症基本法）が、令和5年6月に公布、令和6年1月1日に施行されました。同法において、認知症施策は、次の①～⑦を基本理念として行うこととされました。

～認知症基本法の基本理念（概要）～

①全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。

②国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。

③認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全かつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。

④認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。

⑤認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。

⑥共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。

⑦教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

認知症基本法では、地方公共団体は、基本理念にのっとり認知症施策を総合的かつ計画的に策定・実施する責務を有するとともに、認知症の人及び家族等の意見を聴いて、認知症施策の推進に関する計画の策定に努めるよう規定されています。また、国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努めることとされているほか、事業者等に対する責務も定められています。

施策の柱2 認知症サポートプログラム

～高齢者の尊厳を保持しつつ穏やかに暮らせる社会～

2 認知症を理解し、地域で支える

【現状と課題】

- 認知症は誰にでも起こりうる身近なものと言われる一方で、周りや地域の人たちの理解は依然として深まっておらず、偏見や誤解により、的確な支援を受けることができない認知症の人や地域で孤立してしまう高齢者も多くいます。
- 認知症の人やその家族が安心して住み慣れた地域で暮らしていくためには、認知症を正しく理解し、偏見をなくす取組を各地域に広げ、認知症の人が生きがいを持ち、かつ、安心して地域の人々とともに暮らすことのできる地域づくりが重要です。
- また、地域全体で見守り、支えていくことが大切であり、そのためのネットワークを構築していく必要があります。
- こうしたことから、本市では、認知症サポーター養成講座や認知症サポーターレベルアップ研修等を実施し、地域で認知症の人やその家族を支える体制づくりに取り組んでいます。
- 「ひかり見守りネット」は、行方不明時の情報提供を介護福祉関係者のみならず、民間事業所・団体や市民へ拡充し、より多くの人による捜索の協力体制を整備することができ、協力事業者も増加しています。また、本市のみならず近隣市町への捜索協力を依頼できる広域的な支援体制を構築しました。
- こうした支援体制に加え、ICTを活用した早期発見ツール「ひかり見守りシール」を導入し、認知症の人が安全に外出でき、行方不明になった場合でも早期発見・保護ができる仕組みを構築しました。
- 一方、軽度認知症の人の大半は、認知機能の低下を自覚し、地域との関わりを避けるなど、不安な生活を送られていることから、認知機能が低下しても地域での関わりが保たれ、生きがいややりがいを持って生活ができる場として、認知症カフェやふれあい・いきいきサロン等の設置を推進するとともに、認知症サポーターの活動を促進することが必要です。

【施策の方向性】

- 「ひかり見守りネット」については、認知症高齢者等の家族の理解を進め、登録者の増加に向けた活動を進めるとともに、協力機関についても、引き続き、増加に向けた活動を実施します。
- 認知症予防講演会については、集合形式に限らず、オンデマンド配信等を行い、市民等に広く発信できるようにします。(再掲)
- 市広報やホームページ、出前講座などにより、認知症に対する正しい理解の促進を行います。

- 行方不明になった認知症の人を発見した際に適切に対応することができるよう、認知症サポーター養成講座や認知症高齢者等声かけ訓練等を各地区で実施します。
- 認知症カフェは、孤立しがちな認知症の人やその家族がほっとひと息つきたいときに気軽に立ち寄り、地域住民や専門家等との交流を通して、地域に溶け込みながら安心して暮らしていくための「場」や介護者が気軽に相談できる「場」となることから、各地域での展開を進めます。
- 認知症の人とその家族が、地域で孤立することなく身近な人との交流を保つことができるようサポートする「チームオレンジ」の育成を図ります。

【施策・事業の展開例】

事業名	認知症に対する正しい理解の促進
内容	市広報やホームページ、出前講座などにより、認知症に対する正しい理解を促進します。特に、認知症基本法に定める「認知症の日（9月21日）」を含む「認知症月間（9月）」には、市内関係機関へのパンフレットやチラシの配架依頼や、光市総合福祉センターでの資料展示など、市民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるための取組を集中的に行います。

事業名	ひかり見守りネット（認知症高齢者等見守りネットワーク事業）
内容	認知症により家に帰ることができなくなるおそれのある高齢者等の情報を事前に登録し、見守り協力機関との情報共有により、地域での日常的な見守りの強化と危険の未然防止に努めます。また、行方不明が発生した場合は、協力機関との連携により、早期発見・保護に向けた支援を行います。

事業名	認知症サポーターの養成
内容	認知症サポーター養成講座を通して、認知症を正しく理解し、地域で認知症の人やその家族を温かく見守るサポーターを養成します。

事業名	認知症サポーター活動促進事業
内容	地域の様々な団体が認知症を正しく理解し、その団体活動において、認知症の人への「見守り」、「声かけ」、「症状への配慮」、「専門職へのつなぎ」等ができるよう、認知症サポーター活動支援や地域づくりの推進を行い、認知症になっても、これまでの地域での活動や地域の人との交流が継続できるよう、「チームオレンジ」の整備を行います。

事業名	認知症高齢者等声かけ訓練
内容	認知症高齢者が行方不明になったと想定した声かけ訓練を実施し、行方不明高齢者の早期発見や地域における見守り支援の強化、さらには、認知症高齢者への理解を促進します。この取組は、地域住民に加え、小中学生も参加していますが、今後も市内全体に広がるよう、地域住民等の随時の実施に対し支援します。

事業名	認知症カフェ運営補助事業
内容	認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、身近な地域で認知症高齢者等本人や家族、地域住民が気軽に集い、ふれあいの場となる「認知症カフェ」の開設を推進するため、運営団体の開設や運営に係る費用の一部を助成します。

【目標指標】

項目/年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
認知症サポーター養成 講座受講者延人数	目標	10,600人	11,200人	11,800人	10,000人	10,300人	10,600人
	実績	9,340人	9,626人	9,870人			
ひかり見守りネット (登録者数)	目標	92人	94人	96人	100人	100人	100人
	実績	97人	84人	100人			
ひかり見守りネット (協力事業者数)	目標	265者	265者	270者	210者	210者	210者
	実績	192者	201者	200者			
認知症カフェ開設数	目標	10箇所	10箇所	10箇所	5箇所	5箇所	6箇所
	実績	4箇所	4箇所	4箇所			

施策の柱2 認知症サポートプログラム

～高齢者の尊厳を保持しつつ穏やかに暮らせる社会～

3 権利擁護体制の充実

【現状と課題】

- 高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続するためには、高齢者一人ひとりの尊厳や権利が保持されなければなりません。しかし、認知症による判断能力の低下のため、金銭管理等生活に支障を抱えている人や、虐待や消費者被害等により権利を侵害されている高齢者等が増加しています。
- こうしたことから、関係機関や自治会、ボランティアなどが連携して認知症高齢者等を見守っていただけるよう、各種研修会や講演会を通して市民等への権利擁護に関する正しい理解の普及を図り、ネットワークの強化や、相談・通報等による関係機関との連携など、迅速に対応できる体制を更に推進していく必要があります。
- こうした中、成年後見制度の利用が必要な人が円滑に利用できる体制整備を図るため、令和3年10月に、庁内横断的な組織で構成した中核機関及び成年後見制度に係る司法・福祉・医療関係者による協議会を設置し、成年後見制度の利用促進に向けた協議等を行っていますが、引き続き制度の普及・啓発を進めていく必要があります。
- また、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、令和4年3月に光市成年後見制度利用促進計画を策定し、成年後見制度の利用促進に係る取組を進めています。
- 一方、高齢者虐待については、令和4年度は相談が168件、このうち高齢者虐待の可能性があると対応したものは25件あり、近年増加傾向にあることから、虐待防止に向けた周知啓発が課題となっています。

【施策の方向性】

- 虐待予防について、障害者虐待と共通する課題が多いことから、分野を超えて連携し取り組みます。
- 高齢者等に関わる各支援者が、本人の意思決定を尊重できるよう、出前講座や研修会等を実施します。
- 権利擁護啓発事業や成年後見制度利用支援事業等については、高齢者や認知症の人が、持っている能力を活かしつつ、日常生活や社会生活において自分の意思を表明でき、かつ、その意思が尊重されるよう、意思決定の支援を重視しながら取り組みます。
- ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加する中、判断能力が十分ではない高齢者の尊厳や権利、財産を保全するため、本市における成年後見制度利用促進体制の充実を図り、市民への制度の普及・啓発、利用促進に努めます。

【施策・事業の展開例】

事業名	権利擁護啓発事業（権利擁護講演会等）
内容	高齢者虐待のない地域づくりを目指し、地域住民等を対象とした虐待に対する正しい理解と未然防止等についての知識を深めるための講演会を実施します。また、関係機関や自治会、ボランティアなどに対し、各種研修会や講演会、出前講座を通して、権利擁護に関する正しい理解の普及や見守り体制の充実を図ります。

事業名	成年後見制度利用支援事業
内容	認知症により判断能力が十分ではない高齢者の財産管理や契約などの支援及び権利を擁護するため、成年後見制度の周知を図るとともに、必要な人には、申立て支援や制度利用に係る費用を助成します。

事業名	成年後見制度利用促進整備事業
内容	成年後見制度利用促進に向けた体制整備のために設置した中核機関を中心に、地域における権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築や安心して成年後見制度を利用できる環境の整備を図り、高齢者等が暮らしやすい社会の実現を目指します。

事業名	日常生活自立支援事業
内容	判断能力が十分ではないため、日常生活に困っている人に対して、自立した地域生活が安心して送れるように、社会福祉協議会が福祉サービス等の利用援助を行う事業の普及・活用を図ります。

【目標指標】

項目/年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
成年後見制度活用支援 延件数	目標	100件	100件	110件	240件	250件	260件
	実績	233件	166件	266件			
日常生活自立支援事業 活動支援延件数 ※R4までは「地域福祉権利 擁護事業」	目標	40件	40件	50件	135件	140件	145件
	実績	103件	60件	127件			

施策の柱2 認知症サポートプログラム

～高齢者の尊厳を保持しつつ穏やかに暮らせる社会～

4 認知症高齢者等に対する包括的・継続的な支援体制の整備

【現状と課題】

- 認知症高齢者やその家族への支援については、認知症の早期発見・対応を軸に、認知症の症状に応じた適切な介護サービスはもちろんのこと、地域やボランティア等の支援が受けられる仕組みを構築していくことが重要です。
- 本市では、認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域での支援サービスをつなぐ連携支援を推進しています。また、認知症の人やその家族を支援する相談支援を行っています。
- また、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れをまとめた「認知症ケアパス」を作成し、認知症の人とその家族への継続的な支援を行うとともに、地域・医療・介護関係者が「認知症ケアパス」を目標共有ツールとして活用し、多職種連携の仕組みづくりを推進しています。
- 認知症の人やその家族の状況に配慮しながら、認知症と向き合う包括的な地域づくりに向け、実行力のある包括的・継続的な支援体制となるよう、課題の整理等についても分析していく必要があります。

【施策の方向性】

- 包括的・継続的な支援体制を構築していくため、地域包括支援センターを中核に位置付け、地域・医療・介護関係者等がつながる仕組みづくりを進めます。
- 認知症地域支援推進員が核となり、認知症初期集中支援チームの効果的な活用や、医療・介護・地域関係者等が有機的に連携し、認知症の人の容態の変化に応じた適時・適切な切れ目のない支援を提供します。

【施策・事業の展開例】

事業名	認知症地域支援推進員の配置
内容	専門的な視点を持ち、認知症の人やその家族を支援する相談業務を行うコーディネーターとしての役割を担う「認知症地域支援専門員」を地域包括支援センターに配置し、認知症疾患医療センターや医療機関、介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ連携支援を推進します。

事業名	認知症ケアパスの普及
内容	認知症の容態の変化に応じた適切な医療・介護サービス・地域での支援サービスや、ケア方法等を明示したもので、認知症の人とその家族がいつ、どこで、どのようなサービスを利用できるのか分かるようになっている「認知症ケアパス」について、広く普及を図り、支援者が目標を共有するツールとして活用するとともに、多職種連携の仕組みづくりを促進することで、一体的・継続的な支援を行えるようにします。

【目標指標】

項目/年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
認知症地域支援推進員 配置人数	目標	1人	1人	1人	1人	3人	3人
	実績	1人	1人	1人			
認知症地域支援推進員 対応件数	目標	500件	530件	560件	150件	200件	300件
	実績	164件	223件	190件			

施策の柱3 生きがい実感プログラム

～主体的に活動し生き生きと暮らせる社会～

1 生きがいづくりの促進

【現状と課題】

- 高齢化の進行に伴い、支援を必要とする高齢者が増加する一方で、生きがいやライフスタイルの多様化により、元気で活動的な高齢者も増加しています。
- こうした中、それぞれが持つ生きがいは、学習・労働・地域貢献・趣味など様々ですが、高齢者が心ゆたかに生きがいを感じ、充実した生活を送るために、自らが持つ経験や知識を活かして社会参加することは、介護予防の観点からも非常に有効です。
- 本市では、各地域でふれあい・いきいきサロンが立ち上がり、高齢者の交流の場となっていますが、生活支援体制整備の充実や介護支援ボランティアポイント事業等の活動につなげることで、元気な高齢者の社会参加や生きがいづくりの更なる促進が期待できます。
- また、こうした高齢者の活動の場を、コミュニティ・スクールの活動と結びつけ、子どもと大人の世代間交流につなげる事例や、介護サービス事業所が地域資源の一つとして世代間交流に参加し、介護サービス利用者が子どもたちを支援する取組も生まれてきたものの、新型コロナウイルスの影響により中断を余儀なくされたことから、こうしたつながりを再構築するとともに、魅力的な取組を地域で共有し、推進していくことが重要です。
- 一方で、公共施設の老朽化に伴う供用廃止などにより、公共施設を基盤とした活動の場が縮減していくことが想定されるため、住み慣れた地域で活動するための仕組みづくりが課題となっています。

【施策の方向性】

- 高齢者の生きがいづくり活動としては、各地域で開催されているふれあい・いきいきサロンや地区の老人クラブの活動をはじめ、世代間交流など様々な活動が展開されており、引き続き、こうした活動を支援するとともに、各地域での活動状況を全地域で共有しながら、多角的に推進します。
- また、こうした活動は、憩いの家やコミュニティセンター、自治会館など多様な場所で展開されており、引き続き、身近な場所での活動を推進します。
- こうした中、憩いの家については老朽化が進んでいることから、今後のあり方について検討するとともに、あわせて、その方向性を踏まえた今後の活動拠点（住み慣れた地域で活動するための仕組みづくり（場づくり））のあり方について検討を進めます。

【施策・事業の展開例】

事業名	地域ふれあいサロン活動支援事業
内容	市内 83 箇所で実施しているふれあい・いきいきサロンについては、高齢者の交流と自発的な介護予防の取組につながることから、活動支援を行うとともに、サロンのない地域や自主運営が難しいサロンに対し、新たな立ち上げや運営支援などに取り組みます。また、サロンへの看護師の派遣やいきいき百歳体操の普及活動を通して、健康づくりや活動の活性化につなげていきます。
事業名	生涯学習サポートバンク事業
内容	職業・趣味・生活などで身につけた知識や技能を講師や指導者として役立てたいと考えている人の登録を促進するとともに、その活用に努めます。
事業名	ことぶき教室
内容	老人クラブが各地域で実施する、健康や年金、介護保険、医療制度など身近な暮らしに関することや、郷土史や環境問題などの幅広い講演会や研修会等を支援し、高齢者の多様な社会参加を推進します。
事業名	高齢期における学習機会の充実
内容	高齢者の生きがいづくりや、それぞれのライフスタイルに合わせた多様な学習機会の充実に努めます。
事業名	世代間交流事業
内容	核家族化等により家庭での世代間の交わりが減少しつつある中、子どもたちのゆたかな心の成長だけでなく、高齢者の生きがいづくりにもつながることから、高齢者が、中学生リーダー等との交流を通じて、自らが有する知識や経験、技術を活かし、教育支援や地域の伝統文化の継承などを行います。
事業名	憩いの家の活用
内容	高齢者の心身の休養と健康の増進を図るための活動拠点として、さらには、趣味、教養、レクリエーション活動を通じた地域の高齢者相互の親睦や憩いの場として設置されている憩いの家の利用を促進します。一方で、老朽化が進む施設については、今後のあり方について検討します。

事業名	三島温泉健康交流施設「ゆーぱーく光」の活用促進
内容	入浴や憩いの場であり、かつ、健康教室やウォーキング等の交流行事も開催されている三島温泉健康交流施設について、今後も、高齢者をはじめ市民福祉の向上と健康交流に加え、地域の交流拠点や活性化につながるよう、施設の積極的な活用を図ります。

事業名	敬老行事
内容	敬老の日を中心に各地区で開催されている祝いの行事について、より多くの高齢者の参加につながるよう、地域の特色を出した行事の開催に向けて取り組みます。

事業名	長寿者祝品支給
内容	節目を迎える高齢者等に対し、祝品を支給することで、敬老の意を表し、高齢者の外出の機会の提供と福祉の増進を図ります。

事業名	老人クラブ活動の支援
内容	地域を基盤とした高齢者の自主的団体として、生きがいや健康づくり、高齢者相互の支えあい、社会奉仕等を行い、地域間や世代間の交流を深め、地域に根ざした活動を行っている単位老人クラブの活動について、支援を行います。また、老人クラブの会員数は、高齢者人口の減少割合を上回るペースで減少傾向にありますが、現在の超高齢社会を支える重要な互助の役割を担っていることから、老人クラブ連合会が行う加入促進や組織の活性化に向けた対応について、支援を行います。

事業名	ボランティア活動への支援
内容	元気な高齢者に地域福祉の担い手としてボランティア活動に参加してもらうためには、参加したい活動と支援が必要な活動をコーディネートする必要があることから、各地域での生活支援体制を活用して、ボランティア活動を支援します。また、生涯学習等で学んだことをボランティア活動に活かすため、生涯学習センターとも連携しながら、参加促進を図ります。

事業名	就労の促進
内容	高齢者に対する就業の機会を確保するために積極的な活動を行っているシルバー人材センターの運営支援を行うとともに、介護人材が不足する中、介護分野におけるヘルパー事業の役割はますます重要となることから、会員の増強に向けた取組を引き続き支援します。

事業名	住み慣れた地域で活動するための場づくり
内容	高齢者が住み慣れた地域で活動できるよう、先進事例も参考にしながら、今後の活動拠点のあり方（場づくり）についての検討を進めます。

【目標指標】

項目/年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域ふれあいサロン活動 支援事業サロン数	目標	104箇所	108箇所	112箇所	80箇所	84箇所	88箇所
	実績	84箇所	83箇所	83箇所			
老人クラブ (会員数)	目標	3,500人	3,550人	3,600人	2,580人	2,590人	2,600人
	実績	3,240人	3,065人	2,572人			
老人クラブ (単位クラブ数)	目標	67クラブ	67クラブ	67クラブ	56クラブ	56クラブ	56クラブ
	実績	62クラブ	61クラブ	56クラブ			

施策の柱3 生きがい実感プログラム

～主体的に活動し生き生きと暮らせる社会～

2 健康づくりの促進

【現状と課題】

- ゆたかで充実した人生を送るためには、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間である「健康寿命」を延ばすことが大切であり、そのためには、日頃から「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、生涯を通じて市民一人ひとりが健康づくりに主体的に取り組むことが必要です。
- 令和4年度介護認定審査会新規認定者の主な原因疾患のうち、「脳血管疾患」については、生活習慣病が影響することも多く、「転倒・骨折」についても、食生活や普段の適度な運動等により防げる可能性のある疾病であることから、疾病予防や健康づくりに関する知識の普及啓発等を行い、疾病の予防、早期発見・早期治療を図ることが大切です。また、新規認定者のうち、要介護1～5の認定を受けた人では、男女とも原因疾患の第1位は「認知症」となっており、認知症予防対策としての健康づくりも重要となっています。
- 一方、疾病予防や健康づくりの重要性について、関心はあってもなかなか一人では行動する一步を踏み出せない人も多くいることから、ふれあい・いきいきサロンやいきいき百歳体操など、みんなで取り組める「場」をこれまで以上に意識して各地域で展開することが求められています。

【施策の方向性】

- 疾病の予防と早期発見・早期治療に向けて、各種がん検診や歯科健診などの推進を図ります。
- 健康や体力の維持増進を図るとともに、こころの健康づくりや歯と口腔の健康づくり、食育推進に努めます。
- 市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むとともに、ふれあい・いきいきサロンやいきいき百歳体操など、みんなで取り組める「通いの場」の推進を図り、あわせて、こうした場において、健康増進・介護予防の積極的な推進を図ります。

【施策・事業の展開例】

事業名	食生活改善事業
内容	栄養改善や健康維持及び介護予防の強化を図るため、高齢者を対象にした料理教室を、食生活改善推進協議会や地域活動栄養士会と連携しながら開催し、高齢期の食を学ぶ機会を提供します。

事業名	転倒骨折予防教室
内容	要支援・要介護状態の要因となることが多い転倒骨折を未然に防止するため、各地域で体操教室を開催し、運動機能の維持・向上や健康の維持・増進を図ります。
事業名	はり・きゅう施術費助成
内容	高齢者の生活と心身の安定を図るとともに、健康増進を目的とし、はり・きゅう施術費の一部を助成します。
事業名	健康づくりの推進事業（まもる：健診・検診、計画）
内容	定期的な健診・検診や予防接種を受けるなど健康を意識し、自らの健康状態を把握するとともに、生活習慣改善に向けた実践により健康管理を習慣化することを支援します。
事業名	健康づくりの推進事業（うごく：運動）
内容	日常生活の中で動くことを意識し、ウォーキングやいきいき百歳体操など自分にあった運動習慣を身に付け、継続する取組を推進します。
事業名	健康づくりの推進事業（たべる：食）
内容	疾病予防や健康づくりのための正しい食生活改善の知識の普及啓発を行い、朝食や野菜の摂取等、適切な食生活の実践を推進します。また、食文化の継承や食の安全の確保も含め、家族や仲間ともに食生活を改善するための取組を支援します。
事業名	健康づくりの推進事業（なごむ：こころの健康）自殺対策推進事業
内容	日常生活の様々なストレスを軽減し、笑顔で過ごすことができるよう、こころの健康や休息の確保に向けた取組を支援します。また、こころの不調に気付いて必要な支援につなぐ役割を担う「ゲートキーパー」の育成支援に努めます。
事業名	健康づくりと介護予防の一体的実施 ～つながり健康プログラム～
内容	医療・健診・介護情報等のデータを利用して抽出したハイリスク高齢者に対し、保健師等が戸別訪問などにより細やかな支援を行うとともに、通いの場において、フレイル予防等に重点を置いた健康教育・健康相談を実

第4章 基本施策

施し、高齢者が地域で健康に過ごせるように、各関係機関と一体的に取り組みます。

【目標指標】

項目/年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
転倒骨折予防教室 参加者数	目標	300人	300人	300人	200人	200人	200人
	実績	137人	165人	157人			
サービス提供事業所数 ※リハビリテーション関係	目標	10事業所	10事業所	11事業所	11事業所	11事業所	11事業所
	実績	10事業所	11事業所	11事業所			

施策の柱3 生きがい実感プログラム

～主体的に活動し生き生きと暮らせる社会～

3 介護予防事業の充実

【現状と課題】

- 光市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査における各種リスクの発生状況では、「認知機能の低下（46.2%）」「咀嚼機能の低下（36.2%）」「転倒リスク（34.5%）」「IADLの低下（13.9%）」となっており、介護予防の取組や要支援状態からの自立の促進、さらには、重度化防止に向けた取組を推進していくことが大切です。
- 本市では、平成29年度から、介護予防・日常生活支援総合事業を実施していますが、従前の介護予防給付に相当するサービスに加え、基準を緩和したサービスや専門職等が行う短期集中予防サービスの提供など、利用者の個々の状況に応じた魅力あるサービスについて、事業所等と連携して取り組んでいく必要があります。
- 平成28年度から推進しているいきいき百歳体操は、身近な地域での通いの場の創設や地域住民が主体的に実施できる介護予防や自立支援、社会参加の機会となっており、各地域で取組が進んでいます。一方、コーディネートする世話人の負担やコロナ禍により、活動が停滞した団体や参加をやめてしまった高齢者もいることから、状況に応じた行政の適切な支援が必要となります。
- また、介護予防の取組を更に進めるため、医療・健診・介護情報等のデータを利用して、本市の傾向を分析、ハイリスク高齢者を抽出し、専門的かつ個別的な支援により地域医療・福祉につなげることが求められています。

【施策の方向性】

- 平成29年度に導入した「介護予防・日常生活支援総合事業」については、利用状況を分析するとともに、介護サービス事業者のみならず、NPOや地域住民等の多様な主体が参画できるよう普及啓発等に取り組めます。
- いきいき百歳体操の普及に当たっては、リハビリ専門職や保健師など多職種が連携し、地域住民の自主的な活動の支援や参加促進支援、効果的な心身機能の維持・向上の支援を推進します。
- 地域における介護予防の取組を推進し、その人らしい生活の実現を目指すため、いきいき百歳体操等にリハビリテーション専門職等を派遣し、住民や介護従事者に対して高齢者の力を引き出すための助言を行います。
- また、医療・健診・介護情報等のデータを利用して抽出したハイリスク高齢者に対し細やかな支援を行うと同時に、通いの場において、フレイル予防等に重点を置いた健康教育・健康相談を実施し、介護予防・健康増進を積極的に働きかけていきます。

【施策・事業の展開例】

事業名	介護予防・日常生活支援総合事業（従前相当サービス・基準緩和サービス）
内容	要支援1・2及び事業対象者を対象に、従前の介護予防給付に相当するサービスに加え、基準を緩和したサービスなど、介護予防・自立支援・重度化防止の視点から、利用者が個々の状況にあったサービスを受けることができるよう、介護サービス事業所等との連携を進めます。

事業名	介護予防・日常生活支援総合事業（短期集中予防サービス）
内容	一時的な生活機能の低下がみられるが、専門職等による短期集中予防サービスの支援により回復が見込まれる人については、生活機能改善のための運動器機能向上プログラムのほか、状態に応じた口腔機能向上プログラムや栄養改善プログラムを組み合わせ提供し、利用者の介護予防を図ります。

事業名	介護予防・日常生活支援総合事業（住民主体によるサービス）
内容	介護サービス事業所のみならず、NPOや地域住民等の多様な主体が参画できるよう普及啓発に取り組むとともに、生活支援体制整備事業や介護支援ボランティアポイント事業の介護予防・日常生活支援総合事業への移行等について検討を進めます。

事業名	介護予防普及啓発事業
内容	介護予防に関する知識の普及や啓発により、高齢者の介護予防意識や予防事業への参加促進を図るため、健康づくり・介護予防に関する出前講座や講演会の実施などの取組を推進します。

事業名	いきいき百歳体操普及事業
内容	地域住民が身近な地域の通いの場で主体となって行うことのできるいきいき百歳体操の普及を通して、高齢者の介護予防や自立支援、社会参加を促進します。

事業名	地域リハビリテーション活動支援事業
内容	いきいき百歳体操や地域ケア個別会議にリハビリ専門職を派遣し、高齢者の自立支援に向けた助言等を行うことにより、介護予防の取組を総合的に支援します。

事業名	健康づくりと介護予防の一体的実施 ～つながり健康プログラム～（再掲）
内容	医療・健診・介護情報等のデータを利用して抽出したハイリスク高齢者に対し、保健師等が戸別訪問などにより細やかな支援を行うとともに、通いの場において、フレイル予防等に重点を置いた健康教育・健康相談を実施し、高齢者が地域で健康に過ごせるように、各関係機関と一体的に取り組みます。

【目標指標】

項目/年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護予防・日常生活支援総合事業（基準緩和サービス事業者数）	目標	10事業者	10事業者	10事業者	8事業者	8事業者	8事業者
	実績	8事業者	9事業者	7事業者			
いきいき百歳体操実施団体数	目標	48団体	54団体	60団体	35団体	36団体	37団体
	実績	29団体	34団体	35団体			
地域リハビリテーション活動支援事業支援回数	目標	25回	26回	28回	10回	11回	12回
	実績	8回	16回	5回			

